

さばえ SABAE SHAKYO DAYORI

社協だより

No. 217

2021年(令和3年)
5月25日発行

鯖江市社会福祉協議会



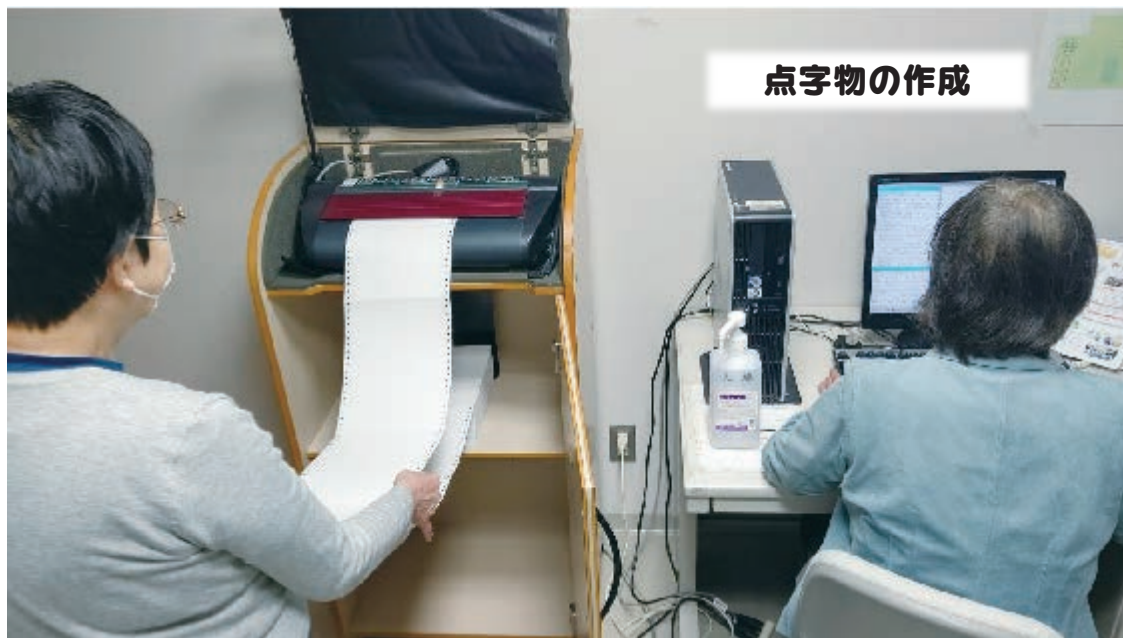
公式 Facebook

contents 今号の見どころ

- 情報を止めません…………… 1
- 新たな福祉委員を委嘱…………… 2
- 令和3年度社協会費…………… 3
- 障がいのある方の困りごと相談…………… 4
- 民生委員・児童委員の日 活動強化週…………… 5
- 各種相談…………… 6

発行：社会福祉法人 鯖江市社会福祉協議会
ホームページ <http://www.sabae-shakyo.or.jp/>

点字物の作成



情報を
止めません。



ウイルス対策で徹底消毒



音訳 CD への
録音

新型コロナウイルスの影響でさまざまな活動に制限がかかっているなか、障がいのある方はますます、情報を受け取ることが難しい状況になっています。

鯖江市社会福祉協議会では、視覚に障がいのある方への情報伝達手段として広報誌や新聞のコラム欄を点字・音訳化したものを送付しています。

点字物の発行作業やCDへ録音する音訳活動は、ウイルス対策を徹底したうえでボランティアグループにお願いしています。

これからも少しでも障がいのある方が情報難民にならないように努めていきます。

毎月発行される広報さばえなどの音訳CDや点字物をご希望される方は、鯖江市社会福祉協議会にご相談ください。

コロナにも負けない! 地域福祉の担い手

～新たな福祉委員を委嘱～

鯖江市内には、町内それぞれに福祉の困りごとを相談できる『福祉委員』がいることをご存知でしょうか。

日常生活の中では、介護や子育てなどさまざまな悩みを抱えて生活を行っている人が数多くいます。

しかし、その多くの人が「どこに相談すればいいの?」、「どんなサービス(支援)が受けられるの?」、「だれかに助けてほしいけど、近くに家族もいない。どうしよう。」など抱えている悩みを相談する窓口がわからなくて困っています。

そのようなときは、福祉委員に一度相談してください。相談することにより、気持ちが軽くなり解決方法が見つかる場合もありますし、またその場での解決方法が分からなければ、区長や行政、社会福祉協議会など専門機関に相談をつなげます。

今年には福祉委員の一斉改選が行われ、各町内から推薦された171名が新たに委嘱を受けました。

委嘱式の後には、福祉委員の活動にあたっての心得や諸注意、見守り活動の際の具体的なポイントなどの説明を受けました。

コロナ禍であることもあり、短時間での説明会になってしまいましたが、その分集中して聞いていただいたように感じられました。



ソーシャルディスタンスを取りながらの委嘱式



委嘱状は地区代表に

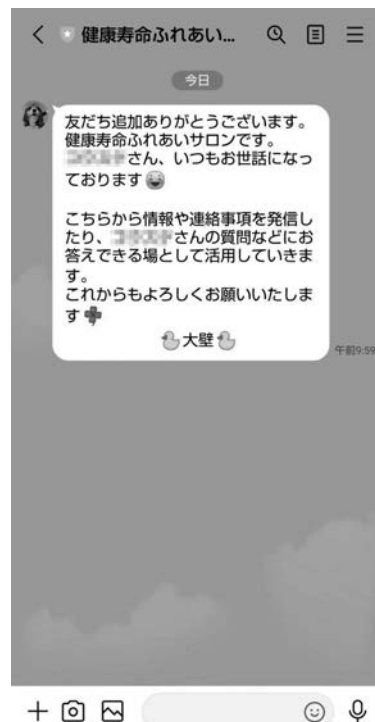
今後は、各地区・町内に分かれて実際の活動が始まりますが、単独ではなく民生委員児童委員と連携して地区に根ざした活動に取り組まれます。その際にも、現在のコロナ禍の状況に応じた形での活動となります。

健康寿命ふれあいサロン LINE公式アカウントを 開設しました

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、やっと再開できたサロンもまた中止になったりと、なかなかもどかしい日々が続いています。

その中で、運営に協力をいただいているリーダーさんへ情報を発信したり、不安や質問等のやり取りができる手段として、公式アカウントを開設しました。

今後も社会福祉協議会のいろいろな事業で取り入れてまいります。



令和3年度 社協会費 にご協力をお願いします

市社協の事業・活動の財源は市民のみなさまにお願いする会費、行政からの補助金、受託金、介護サービスの収益、共同募金の助成金などがありますが、なかでも会費は民間の福祉社団体として自主的な活動を進めていく上で貴重な財源となっています。本年も普通会費、賛助会費、特別賛助会費についてみなさまのご協力よろしくお願いします。

普通会費

目安額 1世帯あたり 500円

6月より全世帯へ区長さんを通じてお願いしておりますので、封筒が届きましたら、ご協力をお願いします。

また、2,000円以上ご協力いただいた方は、「特別会員」として「社協だより」にご芳名を掲載させていただきます。

賛助会費

1口 3,000円

特別賛助会費

1口 10,000円

全世帯にお願いする普通会費とあわせて、社協の活動に賛同いただける個人・企業には、『賛助会費・特別賛助会費』のご協力をお願いしております。ご協力いただいた方のお名前は、「社協だより」にご芳名を掲載させていただきます。

ご協力いただいた会費はこのように使われています。

地区社会福祉協議会が行う事業を支援するために

地域に合った福祉事業の推進を図ることを目的に、市内10地区に「地区社会福祉協議会」を設置しています。地区社協には、育成費として『普通会費』が配分されています。

ボランティア活動の支援 新たな人材育成のために

福祉ボランティアの活動支援や、点訳、音訳、手話等のボランティア養成講座、勉強会等を開催しています。



手話奉仕員養成講座

思いやりの心を育むために

依頼があった小学校に福祉学習の機会を提供しています。



福祉教育の事業
(福祉学習)

人と人がつながる温かい 地域づくりを目指すために

幼児から大人まで一緒に人形劇を鑑賞し、情操教育を中心とした交流の輪を広げることを目的に年1回開催しています。

生き生きと住み慣れた地域で暮らすために

弁護士による無料法律相談を月2回開催しています。だれでも悩みを無料で相談できます。また、民生委員・児童委員が月2回日常生活の様々な福祉に関する相談に応じます。



地域ネットワーク推進事業
(子ども交流事業)

障がいのある方の困りごとの相談にのります！

こんなことで困っていませんか??

子どもに「障がい」があると診断された。これからどうしていけばいいのか、どんなサービスがあるのか分からない。

障がいのある子どもが楽しく学校に通えるために、一緒に考えてくれる人が欲しい。

障害者枠で仕事をしたいのだけれど、どうしていいのか分からない。

将来、今の家でこのまま暮らしていきたい。でも、自分一人だけじゃ何もできないし…。どうしたらいいのかな？



鯖江市障害者生活支援センターは、障がいのある方やそのご家族の方が、生活する上で希望や知りたいことを相談として受け付けます。

鯖江市障害者生活支援センター

こんな業務を行っています!!

在宅福祉サービスの紹介

自宅における、ヘルパーによる家事援助サービスや、18歳までの障がいのあるお子さんが、学校に通った後に夕方まで過ごすことの出来る、放課後等デイサービス等の内容をご紹介します。

各種相談・情報提供

どのような悩みを抱えているかお聞きし、それに基づいた情報提供を行います。

社会参加の支援

充実した社会生活を送れるように、社会活動・外出などの相談に応じます。

専門機関の紹介

ご要望に応じ、職業安定所（ハローワーク）や保健所（丹南健康福祉センター）、医療機関、相談窓口など専門機関の紹介をします。

ピア・カウンセリング

同じ障がいを持った専門の相談員が自らの経験をもとに、相談・助言致します。

たくみ会

18歳までの児童で、発達の悩みがある保護者に対し、相談できる場の紹介・運営をしています。

【相談窓口】

障害者生活支援センター

住所：神明町5-5-37 鳥羽事業所なかま内

☎ 0778-51-1839 FAX 0778-51-8805

Eメール：challenged-c@sabae-shakyo.or.jp

問合せ先
鳥羽事業所なかま
☎(51)0091

相談者
福井県立大学
清水 聡 教授

相談会場
鳥羽事業所なかま

相談人数
先着2名まで

相談時間
①午後4時～
②午後5時～

相談形態
個別相談(完全予約制)
※予約は毎月第4水曜日まで

相談日
6ページをご覧ください

たくみ会を再開

6月より、たくみ会（お子さんの発達の悩み相談会）を、相談形態を変更して再開します。

民生委員・児童委員の日 活動強化週

福祉に関する

心配ごと相談やっています！

鯖江市民生委員・児童委員協議会連合会ではアイアイ鯖江・健康福祉センターにて、日頃の福祉に関わる悩みなどを民生委員・児童委員が相談を受ける「心配ごと相談」を開催しています。

事前予約は不要ですので、ご希望の方はお気軽にお越しください。

相談日は6ページをご覧ください。

民生委員・児童委員とは・・・

地域における身近な相談相手です。地域住民と同じ立場で話を聞き、必要に応じた福祉サービスや育児支援サービスなどの相談と助言をし、適切な関係機関との繋がりとなる役割を担っています。

※民生委員法第15条により守秘義務があり、職務上知りえた情報を漏らさない義務があります。



民生委員
児童委員

地域住民の方々の身近な相談相手として、民生委員・児童委員は厚生労働大臣に委嘱されて、活動を行っています。特に5月12日から18日は民生委員児童委員の活動強化週間です。

この期間中に、災害時の避難に支援を必要とされる方を対象として、現況を把握するため、訪問活動をする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、期間を延期して実施させていただきます。

今後高齢化が進み、支援要望が多様化するなかで、地域一体となった支援の取り組みが求められます。地域住民の方々に、民生委員児童委員の活動を理解していただくための取り組みとして、公民館に民生委員児童委員



アイアイ鯖江の東西の壁面にも「民生委員の日」懸垂幕を設置

員活動スローガンの看板設置を行いました。

また、今後、日ごろ児童の教育、育成、安全管理に尽力されている小中学校等を訪問し、パンフレットを配布し理解を深めていただくPR活動を実施させていただきます。

☆登録ヘルパー／ささえ愛ヘルパー急募！

高齢者・障がいのある方の食事や入浴、排せつなどの身体介護や調理や掃除、買い物などの生活援助をする又は行うヘルパーを募集しています。

自分のスタイルに合わせて空いた時間でお仕事ができます。



登録ヘルパー

- ◆募集人数 若干名
- ◆採用時期 随時
- ◆応募資格
 - ①介護職員初任者研修修了者 (旧ヘルパー2級)
 - ②実務研修修了者 (旧ヘルパー1級・旧介護職員基礎研修)
 - ③介護福祉士
 - ④基準緩和サービスA型研修修了者 ※1 ※1 生活援助のみの担当となります。上記いずれかと普通自動車免許がある方
- ◆勤務日 要相談(土・日・祝日含む)
- ◆勤務時間 7:00～22:00の間で
登録：定期的(1～数時間程)
ささえ愛：不定期(最大2時間)
- ◆給与 1,000円～/時間
- ◆応募書類
 - ・履歴書(写真添付のもの)
 - ・有資格証明書のコピー

【問い合わせ先】

ホームヘルプサービスセンター ☎51-0091

ささえ愛ヘルパー

- ◆募集人数 若干名
- ◆採用時期 随時
- ◆応募資格
 - ①介護職員初任者研修修了者 (旧ヘルパー2級)
 - ②実務研修修了者 (旧ヘルパー1級・旧介護職員基礎研修)
 - ③介護福祉士
 - ④基準緩和サービスA型研修修了者 ※1 ※1 生活援助のみの担当となります。上記いずれかと普通自動車免許がある方
- ◆勤務日 要相談(土・日・祝日含む)
- ◆勤務時間 7:00～22:00の間で
登録：定期的(1～数時間程)
ささえ愛：不定期(最大2時間)
- ◆活動費 800円/時間
- ◆応募書類
 - ・履歴書(写真添付のもの)
 - ・有資格証明書のコピー

【問い合わせ先】

ホームヘルプサービスセンター ☎51-0091

各種相談・交流の場の中止・延期について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、紙面で紹介した相談や交流の場が中止または日程が変更になる場合があります。事前に、鯖江市社会福祉協議会までお問合せ下さい。

各種相談・交流の場の案内

社会福祉協議会では、様々な相談や交流の場を提供していますので、ぜひ活用してください。

相談内容	時間	開催日
無料法律相談 弁護士が法律に関する相談に応じます ※相談日の1週間前から予約開始	13:30~16:30	6/7、21 7/5、12
心配ごと相談 民生委員・児童委員が福祉に関する相談に応じます	13:30~15:00	6/8、22 7/13、27
結婚相談 結婚相談員が結婚に関する相談に応じます	19:00~21:00	中止
ボランティアサロン ボランティアの交流の場です	13:30~15:00	中止
高齢者向け囲碁・将棋 自由に集い、生きがい・仲間づくりの場	13:00~16:00	中止

問合せ先 アイアイ鯖江 ☎51-0091

たくみ会 (発達悩み相談会)	障がいのある児童の保護者のための相談・交流の場 会場 鳥羽事業所なかま	16:00~18:00	6/25、7/23
-------------------	--	-------------	-----------

問合せ先 鳥羽事業所 ☎51-1839

✂ 寄付 ✂ ~あたたかい支援の輪~

皆さんからのあたたかい心遣いありがとうございます。社会福祉協議会への寄付は税制控除の対象となります。

3月16日 カトリック鯖江教会様 20,000円

3月22日 匿名 紙パンツ×4袋



みなさんからのあたたかいご支援は、大切にさせていただきます。

4月5日 匿名 5,360円

4月23日 久島仁美様 ティッシュ×1袋
タオル×3枚
冷却シート×5箱

ボランティア活動保険 ~もしもに場合に備えて加入はお早めに~

令和3年度4月以降のボランティア活動保険の加入の受付を行っています。

ボランティア活動保険は、安心してボランティア活動がしてもらうため、ボランティア活動中にケガや事故があった際に作動する保険です。

ボランティア活動をしている人、これからボランティア活動をしたいと考えている人などは加入してください。

他にもボランティア行事保険や、福祉サービス総合補償などいくつか種類がありますので、どの保険に加入したらいいかわからない場合は鯖江市社会福祉協議会までお問い合わせください。

対象となる活動

国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で次の①から③までのいずれかに該当する活動が対象です。

- ①グループの会則にのっとり企画。立案された活動であること（グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要。）
- ②社会福祉協議会に届け出た活動であること
- ③社会福祉協議会から委嘱された活動であること

保険料

基本	天災・地震補償
350円	510円

※天災・地震補償は、地震・噴火・津波の二次災害が予想される場合に加入してください。

▶社会福祉法人 鯖江市社会福祉協議会 〒916-0022 鯖江市水落町2丁目30番1号 アイアイ鯖江・健康福祉センター内
▶TEL(代) 0778-51-0091 FAX 0778-51-8079
総務課 地域福祉・総務課 / 鯖江市ボランティアセンター
介護保険課 居宅介護支援事業所 / ホームヘルプサービスセンター / 神明地区地域包括支援サブセンター
デイサービスセンター
鯖江市共同募金委員会

▶鳥羽事業所 〒916-0017 鯖江市神明町5丁目5番37号 ▶TEL 0778-51-1839 FAX 0778-51-8805
デイサービスセンターなかま 放課後等デイサービスセンター・日中一時支援
鯖江市高齢者・障害者日常生活自立支援センター 鯖江市障害者生活支援センター